

平成27年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------------|----------------------------|-------------|----------------|
| (1) 水再生センター | 11か所 | | |
| | 年間総処理量 | 576,518,000 | m ³ |
| | 1日平均処理量 | 1,575,000 | m ³ |
| (2) ポンプ場 | 71か所 | | |
| | 年間総揚水量 | 286,887,000 | m ³ |
| | 1日平均揚水量 | 784,000 | m ³ |
| (3) 水洗便所改造助成件数 | 110件 | | |
| (4) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 34,875,651 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	135,181,707	千円
第1項 営業収益	103,056,657	千円
第2項 営業外収益	31,364,145	千円
第3項 特別利益	760,905	千円

支 出

第1款	下水道管理費	122,497,750千円
第1項	営業費用	105,242,944千円
第2項	営業外費用	16,693,921千円
第3項	特別損失	551,885千円
第4項	予備費	9,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,105,012千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	82,702,878千円
第1項	資本的収入	82,702,878千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	144,807,890千円
第1項	建設改良費	38,596,207千円
第2項	企業債償還金	106,191,623千円
第3項	投資	20,060千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕応急復旧 工事請負契約の締結に 係る予算外義務負担	平成28年度	230,000千円

南部汚泥資源化センター 包括的管理委託	平成28年度から 平成33年度まで	9,000,000千円
金沢水再生センター 前処理施設包括的管理委託	平成28年度から 平成33年度まで	1,200,000千円
下水道整備工事	平成28年度から 平成29年度まで	22,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費及び元金支払に充てるため。
- (2) 限度額 33,070,000千円

下水道整備事業費充当企業債	17,000,000千円
資本費平準化債	16,070,000千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は平成27事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,802,203千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000千円と定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子